

(5) 二酸化硫黄

平成 30 年度の二酸化硫黄の市内年平均値は、一般局で 0.004ppm、自排局で 0.004ppm であり、前年度と比較すると一般局、自排局ともに減少している。なお、北区の一般局である菅北小学校では二酸化硫黄の測定は実施されていない。

近年、市内の二酸化硫黄は低濃度で推移しており、一般局、自排局ともに全局で環境基準を達成していた。

(6) 一酸化炭素

平成 30 年度の一酸化炭素の市内年平均値は、自排局で 0.3ppm であり、前年度と比較すると同じであった。

一酸化炭素は、市内の自排局 3 局で常時監視を行っており、全局で環境基準を達成していた。

(7) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

平成 30 年度の有害大気汚染物質の市内の年平均値はベンゼンで $0.51 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンで $0.63 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンで $0.11 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンで $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンのモニタリング結果は、全ての地点で環境基準に適合していた。

(8) ダイオキシン類

平成 30 年度ダイオキシン類の市内の年平均値は $0.030 \sim 0.034 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、調査地点 3 地点全てで環境基準を達成していた。

なお、北区の一般局である菅北小学校ではダイオキシン類の測定は実施されていない。



(平成 30 年度)

一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局							
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	Ox	HC	SO ₂	風向 風速	測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	HC	SO ₂	CO	
1 菅北小学校	○	○	○					15 梅田新道	○	○				○	
2 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	16 出来島小学校	○	○	○	○	○	○	
3 平尾小学校	○	○	○	○		○	○	17 北粉浜小学校	○	○	○	○			
4 淀中学校	○	○		○			○	18 杭全町交差点	○	○	○				
5 野中小学校	○	○	○	○	○	○	○	19 新森小路小学校	○	○	○				
6 勝山中学校	○	○		○		○	○	20 海老江西小学校	○	○			○		
7 大宮中学校	○	○		○		○	○	21 今里交差点	○	○				○	
8 聖賢小学校	○	○	○	○		○	○	22 上新庄交差点	○						
9 清江小学校	○	○		○		○	○	23 住之江交差点	○						
10 摂陽中学校	○	○		○	○	○	○	24 茨田中学校	○	○					
11 今宮中学校	○	○		○			○	25 我孫子中学校	○	○	○				
12 九条南小学校	○	○	○	○		○									
13 茨田北小学校		○		○											
14 南港中央公園	○	○	○	○		○	○								

大阪府所管測定局（一般環境大気測定局）

測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	Ox	HC	SO ₂	風向 風速	CO ₂
△ 国設大阪	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：「大阪市環境白書 令和元年度版」（大阪市、令和元年）

図 2-2-1 大気汚染常時監視測定局配置図

表 2-2-1(1) 平成 30 年度 主な大気汚染物質測定結果（一般環境大気測定局）

測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})			光化学オキシダント (O _x)			二酸化硫黄 (SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	
	ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³		μg/m ³	μg/m ³		ppm	ppm		ppm	ppm		
北区菅北小学校	0.016	0.036	○	0.021	0.047	○	13.6	32.6	○	—	—	—	—	—	—	
此花区此花区役所	0.020	0.041	○	0.018	0.036	○	12.8	29.2	○	0.027	51	×	0.003	0.007	○	
大正区平尾小学校	0.018	0.039	○	0.019	0.042	○	14.6	32.3	○	0.030	62	×	0.003	0.007	○	
西淀川区淀中学校	0.018	0.036	○	0.017	0.041	○	—	—	—	0.031	59	×	—	—	—	
淀川区野中小学校	0.015	0.033	○	0.017	0.043	○	13.0	29.8	○	0.031	44	×	0.003	0.008	○	
生野区勝山中学校	0.016	0.036	○	0.020	0.046	○	—	—	—	0.032	70	×	0.005	0.013	○	
旭区大富中学校	0.016	0.035	○	0.016	0.042	○	—	—	—	0.032	70	×	0.004	0.012	○	
城東区聖賢小学校	0.016	0.035	○	0.016	0.041	○	12.2	28.5	○	0.030	65	×	0.005	0.016	○	
住之江区清江小学校	0.018	0.036	○	0.017	0.041	○	—	—	—	0.030	67	×	0.006	0.015	○	
平野区摂陽中学校	0.017	0.037	○	0.017	0.042	○	—	—	—	0.031	71	×	0.006	0.019	○	
西成区今宮中学校	0.018	0.037	○	0.018	0.042	○	—	—	—	0.030	60	×	—	—	—	
西区九条南小学校	0.020	0.039	○	0.026	0.050	○	16.5	36.3	×	0.027	48	×	0.005	0.018	○	
鶴見区茨田北小学校	—	—	—	0.017	0.038	○	—	—	—	0.032	71	×	—	—	—	
住之江区南港中央公園	0.022	0.045	○	0.017	0.036	○	15.2	32.8	×	0.023	42	×	0.004	0.009	○	
市内平均	0.018	—	13 — 13	0.018	—	14 — 14	14.0	—	—	5 — 7	0.030	60	0 — 13	0.004	—	10 — 10

表 2-2-1(2) 平成 30 年度 主な大気汚染物質測定結果（自動車排出ガス測定局）

測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})			一酸化炭素 (CO)			二酸化硫黄 (SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	
	ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³		μg/m ³	μg/m ³		ppm	ppm		ppm	ppm		
北区梅田新道	0.023	0.039	○	0.023	0.047	○	—	—	—	0.3	0.5	○	—	—	—	
西淀川区出来島小学校	0.025	0.043	○	0.020	0.045	○	13.4	29.3	○	0.3	0.5	○	0.004	0.008	○	
住之江区北粉浜小学校	0.021	0.039	○	0.020	0.049	○	15.4	34.4	×	—	—	—	—	—	—	
東住吉区杭全町交差点	0.023	0.042	○	0.018	0.043	○	12.7	28.5	○	—	—	—	—	—	—	
旭区新森小路小学校	0.023	0.040	○	0.019	0.042	○	12.0	29.7	×	—	—	—	—	—	—	
福島区海老江西小学校	0.020	0.038	○	0.018	0.043	○	—	—	—	—	—	—	0.003	0.008	○	
東成区今里交差点	0.028	0.046	○	0.022	0.047	○	—	—	—	0.4	0.7	○	—	—	—	
東淀川区上新庄交差点	0.021	0.038	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
住之江区住之江交差点	0.025	0.042	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鶴見区茨田中学校	0.021	0.041	○	0.020	0.043	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
住吉区我孫子中学校	0.018	0.034	○	0.018	0.038	○	15.5	33.1	×	—	—	—	—	—	—	
市内平均	0.023	—	11 — 11	0.021	—	9 — 9	15.6	—	—	2 — 5	0.3	—	3 — 3	0.004	—	2 — 2

注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示している。
 2. 各項目の市内平均の環境基準の達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数)を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。

出典：「平成 30 年度の大気汚染状況について」（大阪市、令和元年）

2. 2. 2 水質

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、大阪市では「水質汚濁防止法」（昭和45年12月法律第138号）に基づき公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準適合状況を把握している。

近年、水質改善が進んでおり、河川及び海域の代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）における平成30年度の環境基準適合状況は、47地点の全てで環境基準に適合していた。

2. 2. 3 地下水

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成30年度の地下水概況調査は、市内5地点で測定が行われている。環境基準適合状況をみると、全地点において環境基準項目（27項目）全てに適合していた。

2. 2. 4 土壌

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成30年度における大阪市に報告書等の提出があった土壌調査件数は49件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は46件であった。

2. 2. 5 騒音

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成30年度の大阪市内の騒音に係る苦情件数は732件であり、全公害苦情件数1,382件の53.0%を占めていた。発生源別にみると、「工事・建設作業」が365件と最も多く、次いで「工事・事業場」が118件となっている。

また、平成30年度の自動車騒音常時監視結果は、全評価対象戸数約44万戸のうち、昼夜間とも環境基準を達成した割合は94.5%、昼間のみ達成は2.6%、夜間のみ達成は0.1%、昼夜間とも基準値超過は2.7%であった。

2. 2. 6 振動

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成30年度の大阪市内の振動に係る苦情件数は151件であり、全公害苦情件数1,382件の10.9%を占めていた。発生源別にみると、「工事・建設作業」が117件と最も多く、次いで「移動発生源」が14件となっている。

また、平成30年度の大阪市内主要幹線道路沿道50地点における道路交通振動の測定結果は、昼間は25未満～53デシベル（平均値は44デシベル）、夜間は25未満～49デシベル（平均値は37デシベル）となっている。

2. 2. 7 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象である。「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成30年度に大阪市内において地盤沈下水準測量が実施された水準点174地点における平成27年度との変動量は、-2cm以上変動した地点が0地点（0%）、-2～-1cmが0地点（0%）、-1cm未

満が 48 地点（27.6％）、変動なしが 5 地点（2.9％）、+ 1 cm 未満が 119 地点（68.4％）、+ 1 cm 以上が 2 地点（1.1％）であった。

2. 2. 8 悪臭

悪臭は、一般に人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える感覚公害として問題となっている。また、地域住民の環境に対する意識の向上と住工混在の条件が重なり複雑多様化している。しかも、悪臭は単一物質のみならず、複合臭として発生する場合が多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの課題をかかえている。

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成 30 年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、284 件で全公害苦情件数 1,382 件の 20.5％を占めていた。発生源別にみると、「工事・事業場」が 128 件、「その他」が 56 件、「飲食店営業」が 45 件となっている。

2. 2. 9 日照阻害

日照阻害については、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年 4 月大阪市条例第 62 号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地及びその東側、南側、南西側の用途地域は商業地域に、北西側は準工業地域に、北側は準工業地域及び第 2 種住居地域に指定されている。このうち商業地域については、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2. 2. 10 電波障害

電波障害とは、構造物の建設によって、従前より設置されていた主としてテレビ受像機の受信に悪影響を与える現象のことであり、高層建築や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2. 2. 11 廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみ及びし尿に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた 20 種類のものをいう。

(1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、大阪市では、平成 28 年 3 月に改定した一般廃棄物処理基本計画により「2025 年度のごみ処理量 84 万 t」とする減量目標を定め、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（2R）を進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしている。

大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用の取組みを積極的に推進してきた結果、着実に減少しており、平成 30 年度のごみ処理量は 93 万 t となっている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成 27 年度に実施した排出実態調

査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万 t（公共施設を含む）であり、そのうち 685 万 t（99.3%）が中間処理され、331 万 t（48.0%）の処理残さが生じ、354 万 t（51.4%）が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万 t と処理後再生利用される 320 万 t を合わせた 321 万 t で、最終処分量は、直接最終処分される 3.5 万 t と処理後最終処分される 11 万 t を合わせた 14 万 t となっている。

2. 2.12 景観

事業計画地は、西日本最大のターミナルである梅田地区の北側に位置し、大規模な業務施設、商業施設、都市ホテルなどが多数立地した都市景観が形成されている。

「大阪市景観計画」（大阪市、平成 29 年）によると、事業計画地周辺は都心景観形成区域として位置づけられている。

2. 2.13 地球環境

「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、2017（平成 29）年度における大阪地域の温室効果ガスの総排出量は 1,901 万 t-CO₂ であり、基準年度の 1990（平成 2）年度と比較して約 18% 減となっている。また、部門別における平成 29 年度の二酸化炭素排出量と基準年度を比較すると、産業部門（製造業など）、運輸部門（自動車・鉄道）、廃棄物部門はそれぞれ減少しているが、業務部門（オフィスなど）、家庭部門で増加している。

2. 3 自然環境の概要

2. 3. 1 気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、平成 29 年における大阪市の年平均気温は 16.8℃（平年値*：16.9℃）、年間降水量は 1,275.5mm（平年値：1,279.0mm）、年間日照時間は 2,184.6 時間（平年値：1,996.4 時間）となっている。

また、大阪市では、大気汚染物質の移流・拡散に大きな影響を与える風向・風速について、市内 11ヶ所の一般環境大気測定局で常時観測を実施しており、市域内では北北東寄りの風の頻度が多くなっている。

*：平年値は、大阪管区気象台における 1981 年から 2010 年までの 30 年間の平均値である。

出典：「平成 30 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、平成 31 年）

2. 3. 2 地象

(1) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約 3 km の小高い台地がのびている。大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて、東から西へ徐々に低くなる、ほぼ平坦な地形をしており、事業計画地周辺の標高は海拔 0 m 程度となっている。

(2) 地質

「地域地質研究報告 大阪東北部地域の地質」（地質調査所、平成 13 年）によると、大阪平野には厚い沖積層が堆積しており、砂・シルトからなる下部層、海成粘土層を主体とする中部層、砂・シルトからなる上部層に区分されている。事業計画地周辺の沖積層の厚さは 20m 以上となっている。また、上町台地の部分には、礫・砂及びシルトよりなる中位段丘堆積物が分布している。

2. 3. 3 水象

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、おおむね東から西へ流れ、大阪湾に注いでいる。事業計画地は淀川本流と堂島川に挟まれた地域に位置する。

2. 3. 4 動物、植物、水生生物

「大阪府環境白書 2018 年度版」によると、大阪府内には保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定が 83,892ha（2018 年 3 月末）となっている。事業計画地周辺には、都市公園の樹木や街路樹以外に植物はほとんど存在せず、動物についても自然の生息場所はほとんどなく、街路樹などに飛来する鳥類などがみられる程度である。

また「大阪市環境白書 令和元年度版」によると、平成 29 年度には市内河川 19 地点において魚類生息状況調査が行われている。事業計画地近傍の堂島川及び土佐堀川では、スズキ、マハゼ、ボラ等の水生生物が確認されている。

2. 3. 5 レクリエーション

大阪市が作成した大阪都市計画図（都市施設）によると、事業計画地周辺の公園の状況は図 2-3-1 に示すとおりである。

事業計画地北側の淀川沿いには淀川河川公園が存在し、事業計画地周辺には都市公園が存在する。

2. 4 社会的文化的環境の概要

「大阪市文化財地図」（大阪市教育委員会、平成 13 年（埋蔵文化財包蔵地の改定：平成 18 年 11 月））及び「大阪府地図情報提供システム*」によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

*：「大阪府地図情報提供システム」

<http://www.pref.osaka.jp/jigyokanri/cals/tizutoha.html>

表 2-4-1 事業計画地周辺の文化財一覧

区 分	番号	名 称
国指定国宝・ 重要文化財 (建造物)	A	南蛮文化館 南蛮屏風
	B	源光寺 絹本著色阿弥陀来迎図
大阪市顕彰碑	1	佐伯祐三生誕の地
	2	大阪市役所堂島庁舎跡
	3	国産ビール発祥の地
	4	凌雲閣跡

注：表中番号は図中番号と一致する

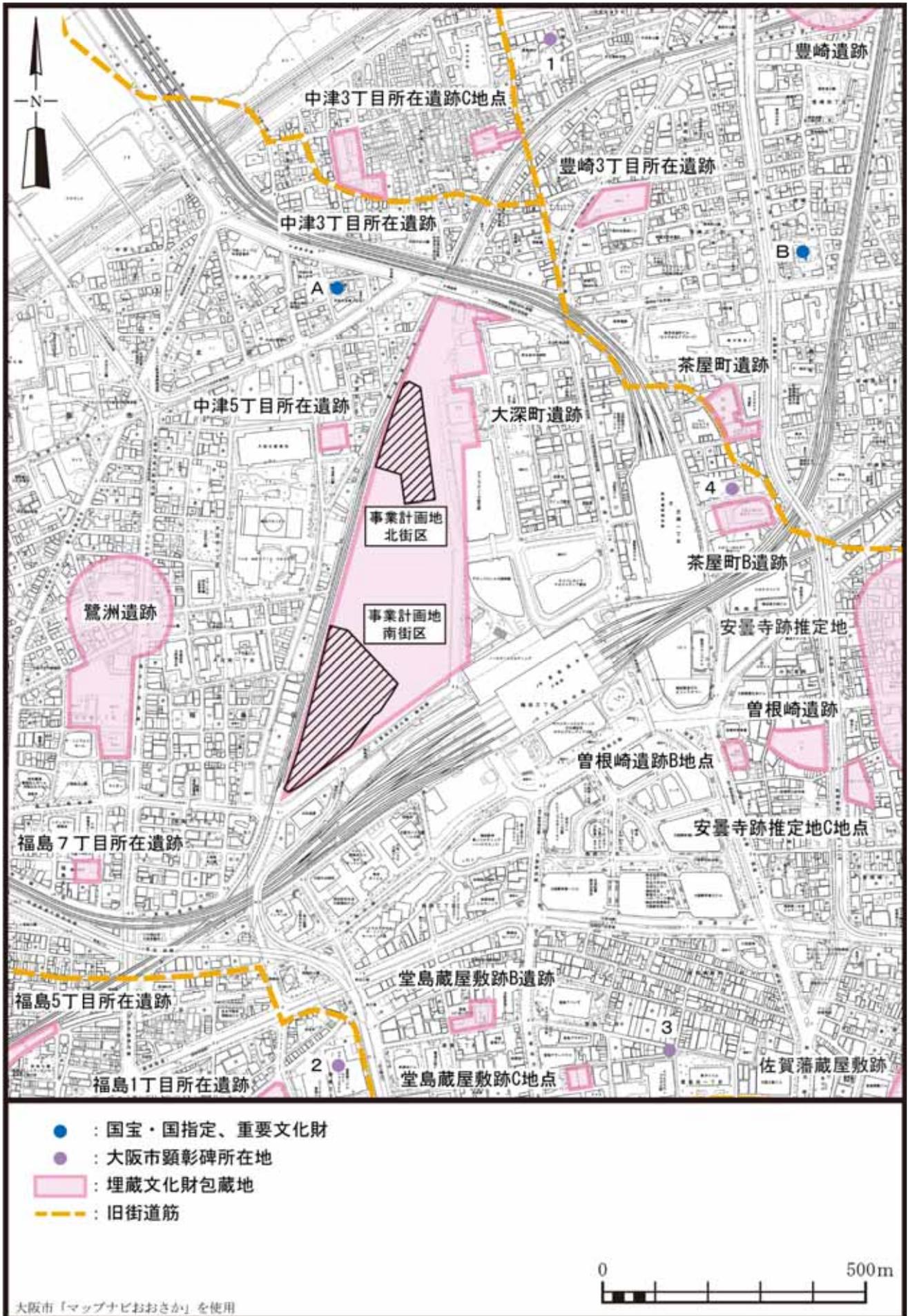


図 2-4-1 事業計画地周辺の文化財地図

2. 5 環境基準等

2. 5. 1 「環境基本法」等に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2-5-1 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 環境省告示第 33 号）

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2-5-2 に示すとおりである。

表 2-5-2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1. この基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄(記載略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

(3) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表 2-5-3 に示すとおりである。

表 2-5-3 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備 考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 環境庁告示第 46 号）

(4) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2-5-4 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2-5-5 に示すとおりである。

表 2-5-4 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1. 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。

2. AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年 法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年 建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

表 2-5-5 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成 22 年 10 月 大阪市告示第 1124 号)

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年 6 月 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表 2-5-6 に示すとおりである。

表 2-5-6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考	
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）

2. 5. 2 環境保全関係法令等

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保するための環境の保全及び創造に関する基本理念、並びに施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」（平成7年3月 大阪市条例第24号）が制定されている。

また、大阪府においても環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月 大阪府条例第5号）、その理念に則した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月 大阪府条例第6号）がそれぞれ制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

① 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月 法律第97号）では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、炭化水素類）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）の規制基準を定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

さらに、大阪市では、工場・事業場等の固定発生源に係る窒素酸化物対策として、「大気汚染防止法」に基づく排出規制及び総量規制の基準遵守に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」及び「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」に基づく指導が行われている。

② 建設作業に係る規制

平成元年の「大気汚染防止法」の改正により、石綿（アスベスト）を特定粉じん、石綿製品製造施設を特定粉じん発生施設として規定し、規制を開始している。

また、平成9年4月からは、吹付けアスベスト等を使用した一定規模以上の建築物の解体・改造・補修工事に対する事前届出と作業基準を守る規制措置が講じられており、平成18年10月からは法対象の建築物に加え、工作物も規制対象となっている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物等の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

③ 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車一台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物を対象物質（ディーゼル車においては粒子状物質も対象）として自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきている。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月 法律第70号）（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（大阪府、平成15年）、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」（大阪府、平成25年）が策定されている。さらに大阪府では、自動車NO_x・PM法の対策地域内へ流入する車による窒素酸化物・粒子状物質の排出負荷割合が無視できないとし、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪市域を含む府下37市町において「流入車規制」を実施している。

一方、大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進している。

(3) 騒音に係る規制

① 工場・事業場に係る規制

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」（昭和43年6月法律第98号）に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としている。その内容は表2-5-7に示すとおりである。

表 2-5-7 「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準
(単位：デシベル)

時間の区分		朝 (午前6時～午前8時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

- 注：1. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
 2. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
 3. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。なお、大阪市に第一種区域は指定されていない。
 (1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）
 (2) 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 (3) 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 (4) 第四種区域：工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域
 4. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（平成27年4月1日以後に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）となった幼稚園を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所（平成27年4月1日以後に幼保連携型認定こども園となった保育所を含む。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
 5. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する施行規則」（平成6年10月 大阪府規則第81号）
 「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月 大阪市告示第246号）
 「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」（昭和61年4月 大阪市告示第247号）

② 建設作業に係る規制

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等8種類の作業を特定建設作業と定め、規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める8種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等3種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-8に示すとおりである。

表2-5-8 「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による
特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における騒音の規制基準	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打ち機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	85 デシベル	午前 7時 〜 午後 7時	午前 6時 〜 午後 10時	1日あたり 10時間	1日あたり 14時間	連続 6日間	日曜日・その他の 休日を 除く日
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域）のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域）のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する施行規則」（平成6年10月 大阪府規則第81号）
「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月 大阪市告示第246号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月 大阪市告示第248号）

③ 道路交通に係る規制

a. 発生源の規則

自動車本体の騒音発生量については、自動車騒音の大きさの許容限度が「騒音規制法」の規定に基づき昭和 46 年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められた。その後、昭和 51 年の中央公害対策審議会の答申「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づき、順次規制の強化が行われた。

さらに、平成 27 年 7 月に取りまとめられた「今後の自動車騒音低減対策のあり方について」（中央環境審議会第三次答申）を受け、平成 27 年 10 月に「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年 9 月 環境庁告示第 53 号）の一部が改正されている。

b. 都道府県知事等による要請及び意見

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 6 月 法律第 105 号）の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者または関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べることができるとしている。

限度の内容は、表 2-5-9 に示すとおりである。

表 2-5-9 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

- 注：1. 「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。
3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。
4. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
5. a 区域、b 区域及び c 区域とは、大阪市長が定めた区域をいう。

区域	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月 総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成12年3月 大阪市告示第277号）

④ その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜における音響機器の使用の制限の規制の措置が定められている。

(4) 振動に係る規制

① 建設作業に係る規制

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）により、くい打ち機等を使用する作業等、4 種類の作業を特定建設作業と定め、規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 4 種類の作業にブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業を加えた合計 5 種類の作業を同じく特定建設作業と定め、法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2-5-10 に示すとおりである。

表 2-5-10 「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による
特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における振動の規制基準	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業日
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む。)	75 デシ ベル	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	1 日 あ た り 10 時 間	1 日 あ た り 14 時 間	連 続 6 日 間	日 曜 日 ・ そ の 他 の 休 日 を 除 く 日
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル 又はショベル系掘削機械を使用する 作業							

注：第 1 号区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域）のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内の地域。
第 2 号区域：工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域）のうち、第 1 号区域に該当する地域以外の地域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）
「大阪府生活環境の保全等に関する施行規則」（平成 6 年 10 月 大阪府規則第 81 号）
「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 250 号）
「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 252 号）

② 道路交通に係る規制

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

限度の内容は、表 2-5-11 に示すとおりである。

表 2-5-11 「振動規制法」による道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

2. 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」

（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 253 号）

(5) 地下水採取に係る規制

法律及び条例による地下水の採取規制は、表 2-5-12 に示すとおりである。

表 2-5-12 法律等による地下水採取規制

規制する法律等	規制する用途	規制対象
工業用水法	工業用地下水（製造業、電気・ガス・熱供給業に用いるもの）	規制地域内で揚水機の吐出口の断面積が 6 cm ² を超え、かつ動力を用いるもの
建築物地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水（冷暖房用、水洗便所等に用いるもの）	
大阪府生活環境の保全等に関する条例	水道事業用地下水（給水人口 5 千人以上の水道事業に用いるもの）	
	全用途	揚水機の吐出口の断面積（揚水機が二以上あるときは、吐出口の断面積の合計）が 6 cm ² を超え、かつ動力を用いるもの

出典：「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 法律第 146 号）

「建築物地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 法律第 100 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 3 月 大阪府条例第 6 号）

(6) 日照障害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 法律第 201 号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年 4 月 大阪市条例第 62 号）に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(7) 景観に係る規制

「景観法」（平成 16 年 6 月 法律第 110 号）では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、「大阪市景観計画」（大阪市、平成 29 年）において、市域全体（市内の地先公有水面を含む）を景観計画区域と定め、基本届出区域及び重点届出区域による構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

基本届出区域：基本届出区域は、景観構造を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の 3 つの区域で構成し、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を届出の対象とする。

重点届出区域：重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる地区を指定し、全ての規模の建築物や広告物等を届出の対象とする。

また、市民等と共に良好な都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」（平成 29 年 3 月 大阪市条例第 49 号）が定められている。

(8) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いやすらぎのある街づくりをめざし、「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年 3 月 大阪府条例第 2 号）を改正し、一定規模（敷地面積 1,000m²）以上の建築物の新築・改築または増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市で敷地面積 1,000m² 以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪府みどりのまちづくり条例」（平成 28 年 4 月 大阪市条例第 31 号）により、敷地面積の 3% 以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が 1,000m² 未満の建築の場合には、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」（大阪市、昭和 50 年）において市の定める基準により緑地を設置することとしている。

(9) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、

各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成 17 年 10 月 大阪府条例第 100 号）を制定している。

なお、同条例では一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計 1,500kL/年以上である事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の届出及び一定規模（延べ面積 2,000m²）を超える新築、増改築を行う建築主に対する建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画（改定計画）」（大阪市、平成 29 年）を策定している。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（大阪府大阪市、平成 27 年）を策定し、それぞれ取組を進めている。

